恣意的拘禁ネットワーク
2021年1月18日シンポジウム資料

2021.1.18

# 刑事拘禁制度の改革で置き去りにされてきた未決被拘禁者の人権


海渡　雄一

NPO法人監獄人権センター代表

# 自己紹介
# 自由を奪われた人々の人権の確立を求めて

- 私は弁護士となって以来約40年間にわたって刑事拘禁者の人権の確立のために活動してきた。1982年に始まった日弁連の拘禁2法案反対の活動の中で育てられ、監獄人権センターというNGOの事務局長を14年間務めた（現代表）。
- 弁護士登録直後に受けた国選の死刑事件について、今も再審請求を続けている。
- その間に国連の自由権規約委員会の第4,5,6回審査(1998,2008,2014)、拷問禁止委員会の第1回審査(2007)、人権理事会の第1回審査(2008)、などに日弁連の代表団の一員として立ち会った。

# はじめに
# 被拘禁者の人権保障に関する国際人権法

# 国際人権法とは何か

- 国際人権法とは、個人の人権を保護することを目的とする国際法である。
- 人権の保障こそ正義と平和の基礎である。国民の人権保障では外国人は除かれてしまう。
- ファシズム体制は国が人権侵害の主体となり、国内での人権救済が不可能となる事態が広範に発生した。
- 戦後体制の出発の時に人権保障の重要性が確認された

# 主な国連人権条約など

国連憲章（１９４５）５５条人権保障規定

世界人権宣言（１９４８）国連憲章「人権と基本的自由」の内容として国際慣習法として理解

ジェノサイド条約（１９４８）

人種差別撤廃条約（１９６５）１９９５批准

国際人権自由権規約（１９６６）１９７９批准

第１選択議定書（個人通報制度）

第２選択議定書（死刑廃止）

国際人権社会権規約（１９６６）１９７９批准

女子差別撤廃条約（１９７９）

選択議定書（個人通報）

拷問等禁止条約（１９８４）１９９９年批准

２２条に基づく個人通報の審査　未受諾

選択議定書（国内査察機関と国際査察機関の共同による査察の受け入れ）

子どもの権利条約（１９９０）１９９４年批准

# 国連条約以外の国際人権基準

- 被拘禁者取扱最低規則(1955)
- 被拘禁者保護原則(1988)
- 社会内処遇のための標準最低規則（東京ルールズ）(1990)
- 死刑囚権利保障規定(1984)
- 少年司法の運営に関する標準最低規則（北京ルールズ）(1985)
- 司法の独立に関する基本原則(1985)
- 弁護士の役割に関する基本原則(1990)
- 検察官の役割に関するガイドライン(1990)
- 法執行官のための行動綱領(1979)
- 改訂被拘禁者取扱最低規則（2015）→これがマンデラルールズ

# 犯罪を犯したと疑われたらどうなるのか？
# 日本の未決拘禁の何が問題なのか？

# 刑事事件の流れ
# 逮捕から刑の確定まで

- 逮捕（警察又は検察による）
- 送検
- 検察官による勾留請求（逮捕後４８時間以内）
- 勾留または釈放（逮捕後７２時間以内）
- 勾留延長（１０日以内）
- 代用監獄とは、勾留決定から起訴まで本来は拘置所に置かれる代わりに警察署に置かれるのが代用監獄である。
- 検察官が逮捕した事件では原則通り、拘置所に収容されるが、検事が起訴までの期間に長時間取調べができることは代用監獄の場合と大差がない。
- 警察に勾留決定後も拘禁される代用監獄制度は、世界中を探しても、日本にしかない。
- 起訴または不起訴（逮捕後２３日以内）

# 逮捕官憲による取調べの時間は24-48時間以内

- 自由権規約9 条3項は「刑事上の罪に問われて逮捕され文は抑留された者は、裁判官又は司法権を行使することが法律によって認められている他の官憲の面前に速やかに連れて行かれる」と定めているが、ごの規定は、捜査機関が被疑者に対して強制的に取り調べ可能な勾留期間は逮捕後24-48時間に限定したちのと解釈されている。
- 自由権規約9条の解釈基準を委員会自らが決めた一般的意見では、「速やかにj の厳密な意味は，客観的事情によってさまざまであろうが，遅滞は，逮捕時から数日(a few days)を超えるべきではない。委員会の見解としては，個人を移送して裁判所の審問に備えるには，通常，48時間で十分であり，48 時間を超えての遅滞は，絶対的な例外にとどめられ，諸事情に照らして正当化されなければならない。司法統制を伴わない法執行官の管理下でのより長い抑留は，虐待の危険を不必要にi曽加させるJとされている(2014 一般的意見35) 。
- そして、実際に取り調べがなされるのは数時間までが一般的である。それに対して、日本では1つの事件で23日間、事件を細分化して逮捕を繰り返せば、23日間x事件数の期間にわたって取り調べを継続することができ、一日の取り調べ時間ち朝から晩まで長時間続く。このような制度は国際的に類似例を見つけることが困難であり、極めて異例なものである。

**1908年の監獄法でも、勾留決定後の拘禁は警察の手を離れた拘置所で行うべきとされ、例外として留置場を臨時的な代用監獄として認めた。**
**日本の実務では原則と例外が逆転している運用が100年以上も続いている。**

# 警察留置=取調べ期間は24-48時間が標準

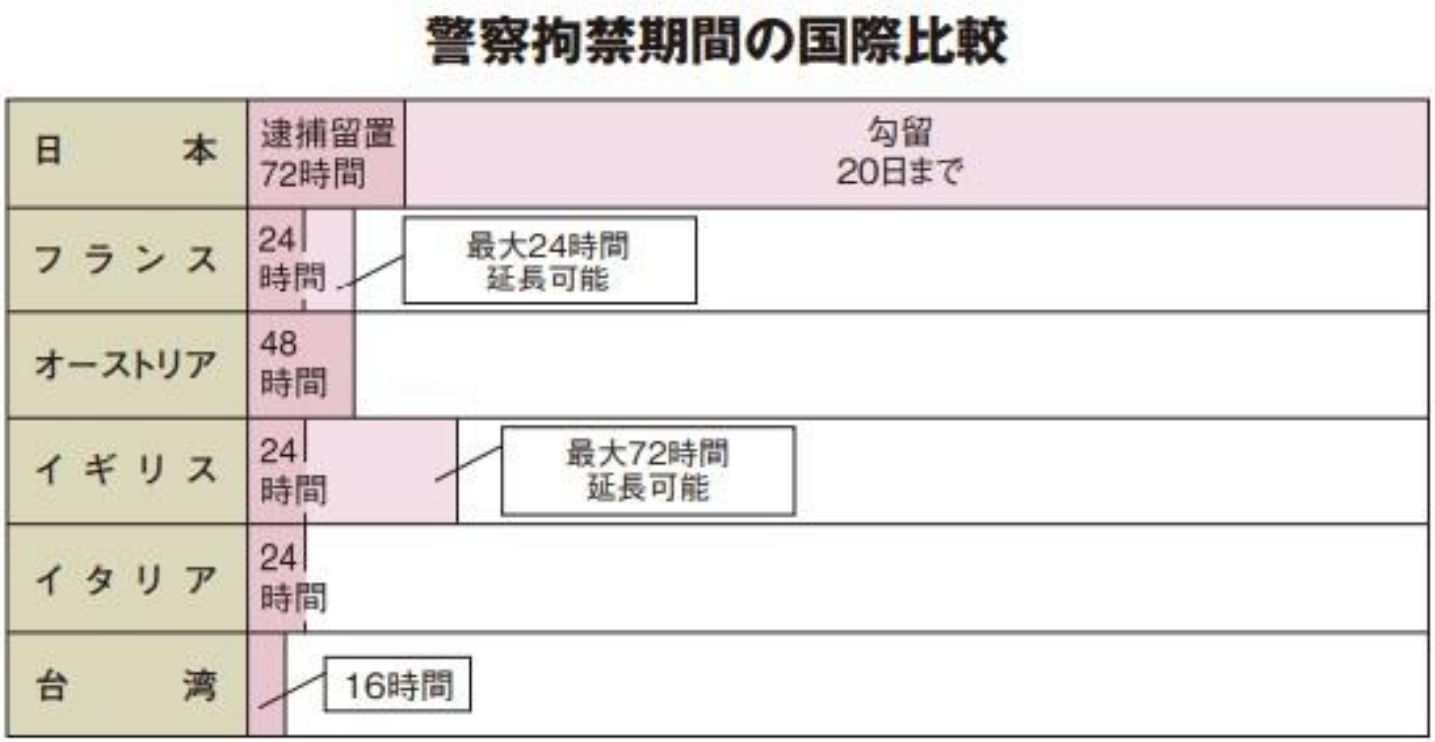


1980年代に代用監獄制度が国際的に非難された際に、日本政府は類似の捜査実務が、ハンガリー、フィンランド、韓国の国家保安法違反事件捜査、イギリスのテロ事件捜査にも見られると反論していた。しかし、これらの類似例は国際機関による勧告により順次改善され、数十日も捜査機関による取り調べが続くような制度は世界から一掃された。欧米でも、被疑者が拘置所に行ってから捜査機関による取り調べがなされることが全くないわけではない。しかし、それは、捜査官による面会（任意取り調べ）として位置づけられ、被疑者には捜査官と会わない自由が保障されている。

# 取調べ・勾留裁判には弁護人が立ち会うのが国際水準

- 自由権規約14条31頁(b) は「防御の準備のために十分な時間及び便益を与えられ並びに自ら選任する弁護人と連絡すること」と定められているが、この規定は、捜査の全過程において、弁護人の援助を受けられるようにすることが弁護権保障の目標と解釈されている。
- 日本の実務において、行われている異常な長期間・長時間の取り調べを前提とすると、その全部に立ち会うことは絶望的だと考えられるが、国際的には、一人の被疑者について、取り調べの平均時間は数時間が平均的な実務であり、23日間にわたって何度も警察に接見のために訪問している日本の弁護実務からすると、取り調べの期間、時間が国際基準に沿って限定されれば、弁護人の取り調べ立ち会いは十分可能であると考えられる。

# 保釈が困難で、家族友人関係への配慮が欠けている

- **証拠隠滅を理由とした保釈不許可が横行し、否認している被疑者は保釈されないことが原則化し、人質司法と化している。**
- **欧米では当然の、起訴前の保釈制度が欠如している。**

逮捕の数日後には保釈されるのが国際スタンダード

- **全面的な証拠開示がなされていない。**

公判前整理手続きに付された事件については、類型証拠・争点関連の証拠が開示されるが他の事件にはない。

- **長期にわたる家族・友人との接見禁止が行われている。**

未決被拘禁者は刑事被収容者処遇法のもとでは、誰とでも面会　できるとされている。しかし、事件によっては、長期間にわたって家族や友人との面会、通信が裁判所による接見禁止処分によってできなくなる。無罪を推定されるはずの多くの未決拘禁者が、罪証隠滅を理由として、外部との交通を断たれてしまう実務の運用は、国際人権基準からも容認できない。

- **保釈が許されても、保釈許可条件が厳しくて市民生活に、支障がある。**

# 新監獄法=刑事被収容者処遇法では、何が変わり、変わらなかったのか？

# 名古屋刑務所事件
# 大量不審死
# 行刑改革会議

- 名古屋刑務所における拷問的な処遇による複数の死傷事件の発覚(2002)
- 大量の不審死亡事例の発覚(2003)
- 行刑改革会議(2003)
- 受刑者処遇法の成立(2004)

  与野党の一致した改正であり、日弁連も賛成
- 未決を含めた被収容者処遇法の成立(2005)

  野党は反対、日弁連も批判的意見を表明

# どのような点が改善されたのか

- 受刑者の人間性を尊重し、その改善更生及び円滑な社会復帰を促すことを基本とした。
- 受刑者に対する矯正処遇として、作業のほか、改善指導及び教科指導を明確に位置づけた。
- 規律の厳正な維持を適切に維持すると、その緩和を定めた。隔離収容には厳格な要件と手続きを必要とした。
- 被拘禁者に社会一般水準の医療を実施することを定めた。
- 面会と信書の範囲・量が拡大した（友人面会が拡大したが、最近は反動で制限される傾向がある）。
- 電話が認められた（普通に使われるようになってきた）。
- 外部通勤、外出外泊が認められた（ようやく実施例が報告されるようになってきた）。
- 審査の申請制度と外部委員による不服検討会ができた。
- 刑事施設視察委員会が設けられた。

# 刑事施設視察委員会を創設する

- 刑事施設視察委員会が設立されたことは日弁連の３０年来の念願の実現であった
- 弁護士・医師・研究者・地方行政・市民代表
- 刑務所改革に熱意のある者であることが委員の要件
- 立ち会いなしに受刑者と面会
- 刑務所の書類も閲覧できる
- 検閲なしに投書箱に投書できる

# 視察委員会の根拠は国際人権法

- 視察委員会の根拠は被拘禁者保護原則（１９８８）
- 拷問禁止条約の選択議定書も拷問防止小委員会による国際査察と同時に国内の監視メカニズムの設立を求めている
- 視察委員会が実現したことは、日弁連の長年の国際人権活動の成果そのものである。
- マンデラルールはこのような監督メカニズムをさらに発展させたものだ。

# 刑務所は一定程度は改革されたが、2006年被収容者処遇法では未決拘禁の改革課題と医療の改革は実現できなかった

- 代用監獄の代替収容性は維持され、「留置施設視察委員会」は設立された。
- 未決処遇の無罪推定原則が明記されず
- **代用監獄制度は存続し、警察留置場の勾留場所としての使用を継続した。**
- **国際機関から求められていた、取調期間・時間の制約、取調の可視化、起訴前の保釈制度の導入、弁護人の取調への立ち会いなど重要な課題は実現できなかった。**
- 刑務所医療の施設からの独立の意見も実現できなかった。

# 2014 自由権規約委員会審査
# 国際人権水準に及ばぬ
# 日本の刑事司法の象徴としての代用監獄制度・人質司法

# 世界が危ぶむ
# 日本の人権
## 2014/7/27東京新聞

2014年7月27日 第11部 24

報部

FAX 03(3595)6911 Eメール

2009年以来6年ぶりに日本の人権状況を審査した国連の自由権規約委員会は「最終見解」で、日本より厳しく厳子で改善を迫った。国際社会が日本の人権状況にも懸念を抱いている表れといえそうだ。（編集部）

国連自由権規約委が最終見解

# 世界が危ぶむ 日本の人権

## より厳しく 複数項目で「遺憾」

日本の人権状況を審査した国連の自由権規約委員会（ＵＮ＝ジュネーブで）

# 袴田事件にふれた発言が３人の委員からなされた

- 2014年3月27日静岡地裁は袴田巌氏の再審開始を決定し、４５年以上拘禁されていた袴田氏を死刑囚監房から釈放した。
- 今回の委員会の審査の大きな特徴は、この袴田事件を題材に代用監獄、取調、死刑制度、死刑確定者の処遇などが大きなメインイシューになったことである。とりわけ３人の委員が袴田ケースに具体的に言及して発言した。

2020年12月23日　袴田巌さんの再審事件について、最高裁が、再審を認めなかった高裁決定を取り消し、高裁に審理を差し戻した(5人の裁判官のうち2人は再審開始すべきとの意見。)。
袴田さんをえん罪死刑判決で苦しめたのは、代用監獄で作られた虚偽自白であった。

# このチラシを全委員に配布しました！

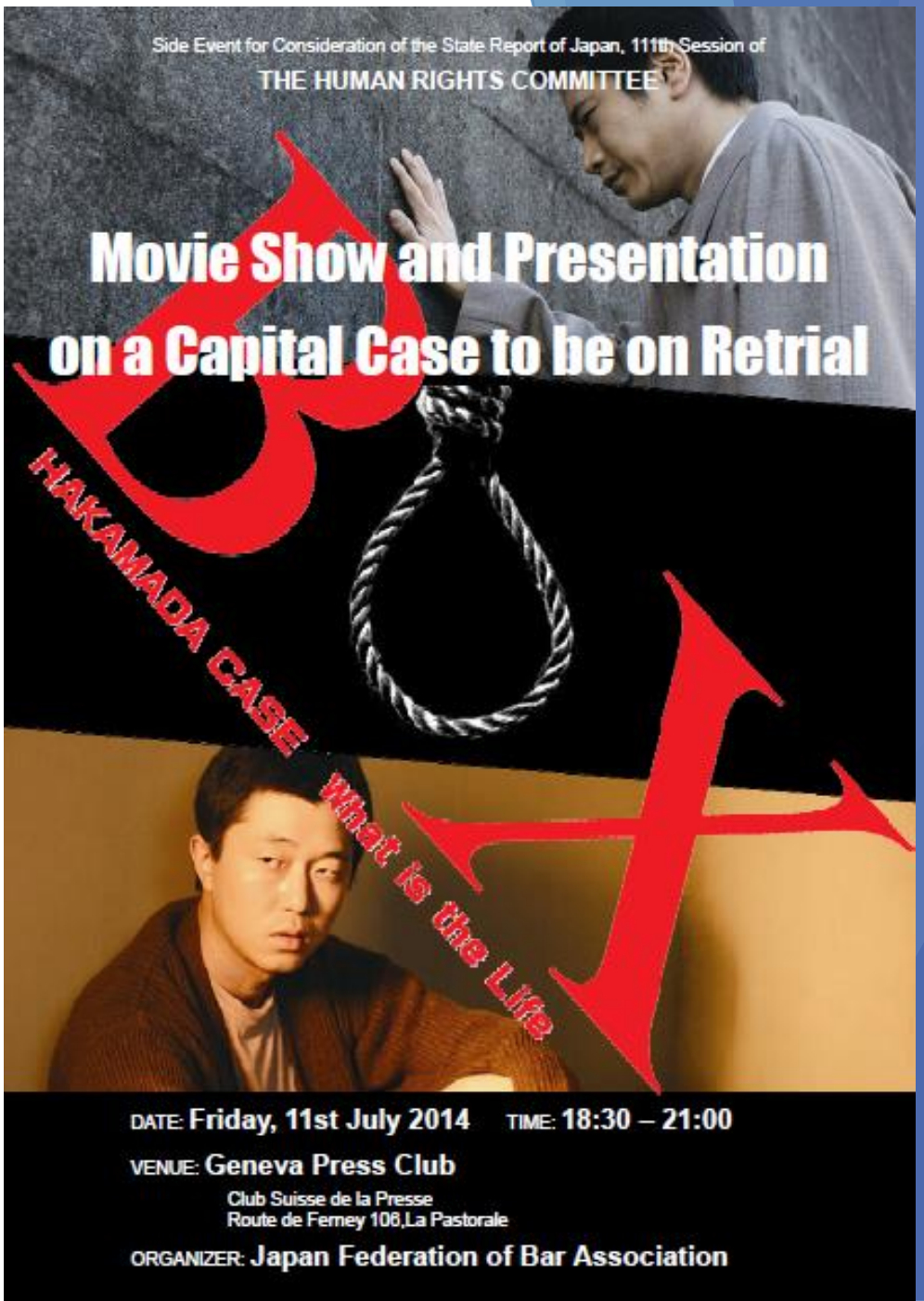

# 代用監獄・なぜ政府の対応が変わらないのか

- 南アフリカのマジョディナ委員は、代用監獄の問題について、委員会は１９８８年から勧告していることを指摘し、３０年も問題が提起されているのに政府の対応はなぜ変わらないのかと迫った。
- そして袴田さんが代用監獄で長期間の取調の結果自白させられた時と現状はどう変わったのか。長期の取調による自白の強要がなされていることに変わりはない。日本政府は、拘置所を増やし、人権侵害を防ぐべきではないかと述べた。

# 日本の死刑制度を厳しく批判したアメリカのニューマン委員

- アメリカのニューマン委員は死刑制度と死刑確定者の処遇について質問し、長期の独居拘禁によって精神の健康を害した袴田氏に言及した。
- 死刑囚は長期に独房収容され、死刑執行は数時間前にしか知らされない。執行日時は家族にも知らされず、最後の別れも認められない。政府は「心の安寧を得るため。」というが、委員会はこの取扱は非人道的だと言ってきた。
- 死刑判決を見直すために必ず再審査の機会を与えるべきではないか。裁判員制度の下で、全会一致でなくても死刑言い渡しが可能となっており、必ず再審査するべきではないか（裁判員制度の下では５対４の多数決で死刑判決が可能である）。心神喪失の者の処刑を避けるため、独立の審査システムがない等と指摘した。

# 他にも袴田氏のようなウソの自白に基づくえん罪があるのではないか

- イスラエルのシャニイ委員は取調の問題を包括的に取り上げた。取調の録画が義務化されるのは、裁判員対象の３パーセントが対象になると言うＮＧＯの見解は正しいのか。身体的な暴力や言葉で脅すようなことはあるのか。
- 弁護士はなぜ取調に立ち会えないのか。
- 自白に依存することの危険性は学術的な調査によって示されている。プレッシャーがあると２５－３０パーセントの被疑者が自白を強要されていると言う報告がなされている。袴田ケースでは再審が開始されたという。そのことは、高く評価されるが、そのような人が他にもいるのではないかと述べた。

# 代用監獄制度の廃止のため
# あらゆる努力を講じよ

# 予算不足は代用監獄の廃止を遅らせる理由とならない

- 委員会は，締約国が，利用可能な資源が不足していること及びこの制度が犯罪捜査にとって効率的であることを理由として，**代用監獄の使用を相変わらず正当化している**ことを遺憾とする。委員会は，**起訴前に，保釈の権利が欠如し，または国選弁護人の援助を受ける権利がないことが，代用監獄において強制的な自白を引き出す危険を強めている**ことに依然として懸念を有する。

# 法制審議会の答申=新刑事訴訟法では不十分

- 委員会は，さらに，取調べの実施に関して厳しい規制が存在しないことに懸念を表明し，2014年の「改革プラン」（2014年7月9日法制審議会新時代の刑事司法特別部会「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果」のこと）において提案されている**取調べのビデオ録画が義務づけられた範囲が限られている**ことを遺憾に思う。
- この改革案が法律となり2016年6月に新刑事訴訟法が制定された。改革は一部にとどまり、通信傍受の範囲が拡大し、司法取引が導入された。

# 代用監獄を廃止せよ

- 「締約国は，**代替収容制度を廃止するためにあらゆる手段を講じるか**，さもなければ，特に下記の事項を保障することによって，規約9条及び規約14条におけるすべての保障の完全な遵守を確保しなければならない。
- (a)　**保釈**など，勾留に代わる措置が，**起訴前の勾留中**にも十分に考慮されること
- (b)　すべての被疑者が**逮捕のときから弁護人の援助を受ける権利**を保障され，かつ，弁護人が取調べに立ち会うこと
- (c)　**取調べの継続時間の厳格な制限、取調べの方法を規制する立法措置を講じ，取調べは全部ビデオ録画されるべき**
- (d)　都道府県公安委員会から**独立**しており，かつ，取調中に行われた拷問や不当な取扱いの申立てについて**迅速，公平かつ効果的に調査する権限を持つ不服審査制度**を設ける

# ナイジェルロドリー議長の最終発言

- ナイジェル・ロドリー議長は会議の結びの言葉の中で、触れるべき二つの問題(代用監獄制度と慰安婦問題)があるとして、日本政府が何度も同じプロセスを繰り返しているという点を指摘した。
- 代用監獄制度に関して、政府はリソースの不足を制度を改めない理由として述べたが、議長は、「人権の尊重がリソース次第という状況は日本のような先進国ではあってはならないことであると指摘した。
- こういう制度が維持されている理由は、起訴側が自白を求めたいと考えているためであるとしか考えられない。このような状況は明らかに規約に矛盾している。
- 日本政府は、委員会がこれまでよりも強い形で勧告を出しても驚かれることはないでしょう。日本政府は明らかに国際コミュニティに抵抗しているようにみえます。」と述べた。

2017/11/14 人権理事会
3rdUPR 対日審査
デンマーク Ms. Lone Thorup
日弁連の2020年までに死刑を廃止するという宣言を歓迎する。被拘禁者の人権はもっとも重要な人権であり、日本政府は国際人権基準とりわけマンデラルールに従って拘禁制度を改正するべきだ。

# いまこそ、入管収容・精神病院収容・刑事拘禁制度を含む日本の拘禁制度全体の改革を！

# 置き去りにされてきた未決被拘禁者の人権

- 過去30年間にわたる努力により、刑事被拘禁者の人権については、外部交通の拡大、視察委員会の創設などの進歩も見られた。
- 未決拘禁の分野については、一定の事件についての録画義務、国選弁護事件の拡大などの改善も認められる。
- しかし、長すぎる取調べ期間、取調べ時間、代用監獄制度は全く改善されていない。年単位で警察留置場に拘禁される例も稀ではない。
- 被疑者段階での保釈制度はなく、身柄拘束からの解放のための法制度が欠落している。
- また、取り調べに対する弁護人の立ち会いも認められていない。
- 起訴後の保釈も、否認していると認められないという人質司法の現実はほとんど変わらない。保釈後も、厳しい保釈条件によって普通の市民生活も認められない。
- 未決被拘禁者が無罪を推定される法的地位にあるということが全く考慮されない処遇となっている。